

Green Energy "law" Network

Toda Bldg. 4F, 1-21, Yotsuya, Shinjuku, Tokyo, JAPAN, Phone: +81-3 5366-1186, FAX: +81-3 3358-5359

for immediate release

7 APR 2001

報道各位

まだ何も決まっていない: 実効性ある自然エネルギー促進政策の詳細な検討が必要 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク・コメント

CONTACT: 飯田哲也、大林ミカ
「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク
東京都新宿区四谷 1-21 戸田ビル 4F
phone: 03-5366-1186, FAX: 03-3358-5359

~~~~~

4月6日、資源エネルギー庁は、第3回総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会を開催し、現状の政策では新エネルギーの普及に不十分だとした上で、新エネルギーの2010年目標である1910万klを達成するために何らかの施策が必要という位置づけから、「今後考えられる新エネルギー対策」として、3つのオプションを参考資料として提出・紹介した。それらは、以下の3つであった。

- A. 国が定めた導入目標に沿う新エネルギーの導入・購入。供給コストの持ち出し分は国が補填または料金転嫁。
- B. 新エネルギーの購入を義務づけ促進を図る（ドイツ式：前電力供給者がコスト負担。イギリス式：国が競争入札を行い、全額コスト負担）。
- C. 国が定めた供給目標%に従って、各電力小売業者が%分の供給新エネルギーを確保。新エネルギーは「証書」化されて市場取引される。

今まで、自然エネルギーを補完的なエネルギーとしてしか位置づけていなかった政府が、自然エネルギー普及のために、何らかの追加的施策の導入が必要だと認識したことは大きな前進であり心から評価したい。しかし、部会立ち上げ以来審議をずっと見守ってきた自然エネルギー促進に関わる NGO として、わたしたちは、部会の様子とその後の報道のなされ方に対して、大きな違和感を感じている。

まず、かねてより資源エネルギー庁が強い興味を示していたオプションCの導入を、部会の総意としてまとめたかのような報道がなされていることについて、事実関係に基づいた整理を行いたい。

- 1. 部会では、新エネルギー普及の現状に鑑み、目標を達成するために新しい追加的施策の導入の必要性が確認された。
- 2. 部会では、3つのオプションは、あくまで参考資料として提出・紹介された。
- 3. オプションC：「供給割り当て+証書売買制度」は相当数の委員から支持されたのは事実。
- 4. しかし、オプションB：「買い取り購入方式」を推す委員や、BからCへの段階的移行を求める委員、審議会の場で一度も議論されていないことに強い異議を唱える委員、「環境税等の制度が全く未定である現段階で直ちに『供給割り当て+証書売買制度』等を決めようとする自体がおかしい」と指摘する委員らも複数あった。
- 5. 「『供給割り当て+証書売買制度』が部会の総意という集約を行いたい」という発言が部会長よりあったが、以上のような経緯から、部会の了解を得るには至らずこの集約についての意見を各委員が4月12日までに提出し、その意見を踏まえた上で改めて上位機関（総合部会）へ報告することになった。

### つまり、「供給割り当て+証書売買制度」の導入が 部会の方向性として合意されたという事実は存在しない。

わたしたちは、オプション案は、部会に正式に提案されたものではなく単に参考として紹介されたに過ぎないと考えている。部会長取りまとめに関しては、新エネルギー部会委員でもある「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク代表、飯田哲也は、以下のコメントを送付している。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝  
総合資源エネルギー調査会第3回新エネルギー部会：「部会長とりまとめ発言」へのコメント

2001.4.6.

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク

代表 飯田 哲也(いいだ てつなり)

電子メール：tetsu-i@jca.apc.org

- 「手続き」への合意であって「とりまとめ発言」への合意ではない

まず始めに確認したいことは、第3回部会において最後に行われた「部会長とりまとめ発言」に対して、小職を含め各委員からの異見がなかったことは、その内容を承認したということではなく、時間が相当超過をしていた部会運営に協力をするために、「ここではコメントを受けず、12日までにコメントを寄せて欲しい」という部会長提案の「手続き」に合意をしたのである、という点を確認したい。

- 総合部会への報告で「RPS」に絞り込んだ政策選択に言及することは、手続き瑕疵&信義違反である  
「部会長とりまとめ発言」の内容は、大きく以下の3つであったと考える。

- ・「1910万kl」という全体の目標値について
- ・その達成手段について
- ・それに要する費用について

その中で、とりわけ第2点「その達成手段について」に関して、全般に新しい施策が必要であることについては概ね合意があったと見て良い。

しかしながら、「部会長とりまとめ発言」の中で、RPSに言及していた部分に関してはとても了解できない。総合部会に向け、そこまで踏み込んだ報告をされるとすれば、これまでの審議内容から見て、手続きの瑕疵および委員に対する重大な信義違反といわざるを得ない。なぜなら、いわゆる「A/B/Cの政策選択」については第3回部会の公式のアジェンダではなく、資料も単に「参考」として提示されたに過ぎず、複数の委員から指摘があったように、この部会で過去一度もきちんとした説明が未だに行われておらず、その議論もなされていないものである。さらに、第3回部会での各委員の意見を見ても、小職を含め、RPSに対する慎重論は決して少なくはないのである。

したがって、総合部会への報告では、「政策選択」に触れるべきではなく、「目標を達成するためには、現行施策を越えた新しい施策が全般に必要であること」に止めなければならない。

- 総合部会への報告に対する同意は、文面を見るまで留保したい

いずれにしても、総合部会への報告に先立ち、各委員に改めて「とりまとめ文書」を事前に提示すべきである。同意・不同意・コメント等は、その上で最終的に判断したい。

以上

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

自然エネルギー政策は、その導入量が構成比から見るとわずかなものであっても、全体のエネルギー政策の根本を転換する契機となりうるものである。新エネルギー部会は、国の自然エネルギー普及のための政策立案を任せられている重要な部会であり、その決定は、地球温暖化防止を初めとする今後の環境の諸政策に大きな影響を与える。拙速な議論の先行はふさわしくないばかりか、むしろ危険である。

わたしたち「自然エネルギー促進法」推進ネットワークは、自然エネルギーの普及を実現するために、持続可能なエネルギー政策の促進に取り組む他の多くのNGOとともに、今後の議論の成り行きを、強い関心を持って注視していきたいと考えている。

以上